

心電図判定基準

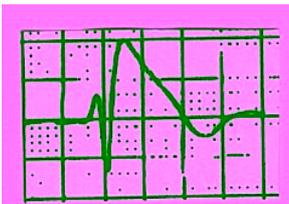
所見	程度区分	所見	程度区分
QRS軸偏位		波形の異常	
1 右軸 (+120° ~ -150°)	I	1 P波	
2 左軸 (-30° ~ -90°)	I	右房負荷	III
3 不定軸	I	(P _{II} 、III、aV _F ≥ 0.25mV 且つ P _{V1} 尖鋭増高化)	
4 極端な偏位(-91° ~ -149°)	III	左房負荷	III
		(P _I 、II、2峰性且つ P _{V1} 後半の陰性部分大)	
刺激生成異常		2 Q、QS型	III
1 洞性頻脈 (100~119)	I	(≥0.04秒、≥0.03秒で深さがR波高の1/3以上)	
(≥120)	III	3 R波減高	I
2 洞性徐脈 (40~49)	I	4 右室肥大	
(<40)	III	RV ₁ ≥ 0.7mV + R/S V ₁ ≥ 1.0 + 右軸偏位	III
3 洞停止・洞機能不全疑	III	5 左室肥大	
4 心房細動	IV	RV ₅₍₆₎ + SV ₁ ≥ 4.0mV 且つ RV ₅₍₆₎ ≥ 2.6mV	I
5 心房粗動	IV	RV ₅₍₆₎ + SV ₁ ≥ 5.0mV 且つ RV ₅₍₆₎ ≥ 2.6mV	III
6 上室性期外収縮		6 低電位(QRS _{I、II、III} < 0.5mV)	I
散発性(全記録波形の1/10以下)	I	(QRS _{V1-6} < 1.0mV)	III
頻発性、連発性	III	7 ST低下	
7 心室性期外収縮		軽度(0.05~0.1mV)	III
散発性(全記録波形の1/10以下)	I	(I、II、aV _L 、aV _F 、V ₁₋₆ にある場合)	
頻発性	III	高度(0.1mV以上)	IV
多源性、連発、RonT	IV	8 T波	
8 人工ペースメーカー	IV	軽度(平低と0.5mV未満の陰性T)	III
		(I、II、V ₃₋₆ 、0.5mV以上のRを持つaV _L)	
		高度(0.5mV以上の陰性T)	IV
		(I、II、aV _L 、aV _F 、V ₃₋₆ にある場合)	
刺激伝導異常		9 QT延長 (QT _c ≥ 0.48秒)	III
1 洞房ブロック	III	10 陰性U波	III
2 房室ブロックI度(≥0.22秒)	II		
3 房室ブロックII度	III		
4 房室ブロックIII度	IV		
5 不完全右脚ブロック	I		
6 ブルガダ型心電図	III		
V ₁ 、2でJ波高 ≥ 0.2mVで			
ST-Tの形態がcoved型			
あるいはsaddle back型			
7 完全右脚ブロック	I		
8 左脚ブロック	III		
9 心室内ブロック	III		
10 左脚前枝ブロック	II		
11 早期興奮症候群(WPW)	I		
12 早期興奮症候群(LGL)	I		
		その他の異常	

判定	0	異常なし
	I	要観察 軽度の所見のみで問題の無いもの。年1~2回心電図検査を。
	II	要指導 数ヶ月以内に再検査を。
	III	要精査
	IV	要医療

手引き

1. 完全、不完全右脚ブロックはV₁でR<R'であること。
2. 心室内ブロックとは右脚ブロックでも左脚ブロックでもないが、QRS幅が0.120秒以上のもの。
3. 左脚前枝ブロックのQRS電気軸は-60°以上であること。
4. 左房負荷の後半の陰性部分大とは Morris 指数 ≥ 0.04 mm 秒
(V₁におけるPの陰性部分；深さ a mm \times 幅 b 秒)
5. Q、QS型は (イ) WPW症候群・完全左脚ブロックがあれば取り上げない。
(ロ) aV_Lでの異常Q波は ≥ 0.04 秒以上で、R波が3mm以上のこと。
(ハ) QS型がV₁のみに認められた場合は異常としない。
(ニ) aV_Fの異常Q波は ≥ 0.05 秒以上のこと。
(ホ) IIIの異常Q波は ≥ 0.05 秒以上かつ aV_FのQ波が0.1mV以上のこと。
6. ST低下についての0.1mV以内の junctional ST低下は問題としない。
7. T平低とはR波の1/2以下。
8. 「その他の異常」について
(イ) 左脚後枝ブロックが認められた場合には「その他の異常」に記載しIII。
(ロ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロックを伴う場合はIIIとする。
(ハ) 左脚前枝ブロックに完全右脚ブロック及び第I度房室ブロックを伴う場合はIVとする。
(ニ) 他に判定基準に載っていないが、記載すべき異常所見が認められた場合には、「その他の異常」の項に程度区分を付記して記入する。
(房室解離、補充収縮、移動ペースメーカー、右胸心、心筋梗塞疑、ST上昇など)
9. ブルガダ型心電図では coved 型が高リスクとされる。

coved 型



saddle back 型



眼底検査判定基準

Scheie 分類

区分 程度	H 所見 (高血圧性変化)	区分 程度	S 所見 (細動脈硬化性変化)
0 度	正常	0 度	正常
1 度	細動脈狭細(+)、細動脈口径不同(+) (このうち1つ以上あること)	1 度	交叉現象(+)、細動脈反射(+) (このうち1つ以上あること)
2 度	細動脈狭細(++)、 細動脈口径不同(++)	2 度	交叉現象(++)、または銅線状
3 度	2度の変化に加えて、出血点、出血 斑、綿花状白斑または網膜浮腫のみ られるもの。 ただし、網膜中心静脈閉塞症を除く。	3 度	交叉現象(+++)及び銅線状または銀線状 または白線状、交叉現象(+++)または 銀線状又は白線状
4 度	上記3度の所見に加えて乳頭浮腫の あるもの。	4 度	交叉現象(+++)及び銀線状か白線状
その他	H 所見が0また1度で、出血、硬性 白斑、軟性白斑、浮腫のいずれかが あるもの。	判 定 不 能	
判 定 不 能			

区 分	0	I	II	III	IV
所 見	H ₀ S ₀	H ₁ S ₀ H ₀ S ₁ H ₁ S ₁	H ₂ S ₀ H ₂ S ₁ H ₀ S ₂ H ₁ S ₂ H ₂ S ₂	H ₃ S _{0~1} H ₃ S ₂ H _{0~2} S _{3~4} 眼科受診	H ₄ S _{0~4} H ₃ S _{3~4}

- 注) 1. 網膜中心静脈血栓 (閉塞症) は、眼科的治療上からⅢ～Ⅳ。
2. 「その他」該当者は、Ⅱとするが、S_{3~4}の場合はⅢとする。

改変 Davis 分類

網膜症病期	病態	眼底所見
網膜症なし		なし
単純網膜症	血管透過性亢進	毛細血管瘤 網膜点状・斑状・線上出血 硬性白斑、網膜浮腫
増殖前網膜症	血管閉塞	軟性白斑 静脈以上 網膜内細小血管異常
増殖網膜症	血管新生	網膜・乳頭上新生血管 網膜前・硝子体出血 線維血管性増殖膜 牽引性網膜剥離